

平成27年度第1回群馬県景観審議会の概要

- 1 開催日時 平成28年3月3日（木）午後1時30分～午後3時10分
- 2 場 所 群馬県庁第1特別会議室（29階）
- 3 出席委員 小林享、高橋綾、野村城弘、関戸明子、岩崎比奈子、小林則子
- 4 欠席委員 友岡邦之、西村浩
- 1 事務局出席者 （都市計画課）中島課長、佐藤室長、富沢次長、大塚次長、山崎係長
大平主任、齋藤技師
（道路整備課）小野補佐
- 6 議 事
 - (1) 広域景観形成モデル計画（案）について
 - (2) 群馬県屋外広告物条例の一部改正について
 - (3) 屋外広告業者監督処分基準（案）について
 - (4) その他
- 7 議事概要 別紙のとおり

平成27年度第1回群馬県景観審議会 議事概要

(1) 広域景観形成モデル計画（案）について

【屋外広告物の規制・誘導について】

○案として示された沿道にかかる屋外広告物の新しい基準案が厳しいのではないかと。基準の内容はよく精査して欲しい。

→今回お示した基準はあくまでも案のため、今後御意見を踏まえて、よく内容を検討していきたい。

○IC周辺などに集合看板は設置可能とのことだが、この集合看板にも規制がかかるのか。

→集合看板は、公共が整備する場合と民間が整備する場合の両方が考えられるが、民間が整備する場合であっても、一定の規制は必要と考えている。

○既存の看板はどうなるのか。

→規制がかかった段階でできているものに関しては、すぐさま撤去とはならない。更新段階で新基準の適用を考えている。

○目的地にたどり着くためにスマホを見ながら、目的地に行くという時代になった。果たして、屋外に看板がいくつもあるということがそれほど重要なのか。

○案内板とか看板の役割というのは、変わってきているという気がする。その土地が美しく見えるためにある看板、もっと奥まで行きたくなるような気持ちを喚起するための看板など、看板の役割が変わってきていると感じる。

○道の駅等の休憩ポイントで観光案内看板等を出せる可能性があるか。

→経営主体と協議をする必要があるが、可能性はあると思われる。

【シーケンス景観および視点場からの眺望保全について】

○規制区域内で上信自動車道から尾根等で見えない部分についてどうか。

→尾根の向こうは見えない場所もあるが、向こう側にあるが稜線を突き抜けて、こちら側から見えてしまうというものに関しては、規制はしていく必要がある。細部については、今後も検討していきたい。

○2年に一回開催される中之条ビエンナーレの際、作家達が見える所に作品を置きたいということになった場合、景観が崩れるからという話と、アート作品として道路から見せたいという話がぶつかる恐れがあるとする。景観のルールで縛り付けるのではなく、その辺の話をきちんと話

し合っていけるような状態がよいと思う。

→作品は仮設のものであり、柔軟な対応が可能であると思われる。

○積極的に景観を楽しめるようにしなければいけないと思う。良い景観があるということを、きちんと消費者に伝える必要があるだろう。観光のセクションと連携をして、ここはこういう景観だと消費者に伝える努力をした方がいいと思う。

→庁内の検討会において、観光物産課に入ってもらっており、一緒に検討をしている。

○ストリートビューなど、走る車から撮影したものによって沿道の景観をお伝えするなど、新たなツールを使って、地域側が主体となって情報を発信することが必要であろう。守ることと、発信することというのは、きちんとやったほうがよい。

○動画の良さは、外国のお客さんが来るということ。日本語でいくら説明してもわからないものは動画、動く景色、音などで、季節感が伝わる様な動画をつくることによって外国のお客様にも魅力が伝わると思う。

○「景観は大事」ということを市民の方に理解してもらうことが必要と思う。地域の住民が誇れる景観というものをつくるということ。市民の方への理解を深めることが必要だろう。

○ストリートビューの話をしたが、地域の方が、自分たちが紹介したいところを撮影して、情報発信をする。それによって、自分の所ってこんな風がいい景観なんだということを理解するという取り組みなども、いいかと思う。

○外の方にお伝えする方法を考えるとともに、住んでいる方に「良い景観ですよ」とお伝えするような仕組みも考え、なぜこの規制をするのかということ伝えていった方が、より賛同者が増えると思う。

○景観条例及び屋外広告物条例を策定している市町村と策定していない市町村がある地域なので、市町村との連携をこれまで以上に深めてもらえればと思う。

→上信自動車道が通る渋川市、東吾妻町、長野原町の他、沿線の中之条町などの市町村も加えて検討会を開催し、一緒に検討しているところである。

(2) 群馬県屋外広告物条例の一部改正について

○詳細な基準を決定するのにあたっては、また意見を聞いてもらえるのか。

→面積何㎡以内、高さ何m以内といった具体的な数値に関しては、次の審議会ですらに細かい数字を提示して、御審議いただきたいと考えている。

(3) 「屋外広告業者監督処分基準（案）」について

○違反行為があった場合、屋外広告物業者は直ちに営業停止処分を受けることになるのか。

→直ちに処分を受けるわけではない。違反事実が確認された場合は、まずは業者に口頭指導し、次に勧告ということで文書を出す。それでも業者が勧告に従わなかった場合に、初めて営業停止処分を受けることになる。

○処分のプロセスを分かりやすくフローチャートで示してほしい。

→なんらかの形で、分かりやすくお示しするよう検討したい。